

ため池耐震調査設計業務委託

特記仕様書

嘉麻市

ため池耐震調査設計業務委託 特記仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、嘉麻市(以下「発注者」という。)が実施する嘉麻市内における農業用ため池に係る耐震調査設計業務(以下「本業務」という。)に適用するものであり、受注者が業務遂行にあたり、必要な事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 本業務の施行にあたっては、農林水産省農林水産局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同共通仕様書に対する特別及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第3条 本業務は、矢ノ浦2号池外2箇所の耐震調査を行うことを目的とする。また、調査を行うにあたり、必要となる地質・土質調査、測量を行うものである。

(業務場所)

第4条 本業務の調査位置は、次のとおりで、別添位置図による。

ため池名	所在地
矢ノ浦2号池	嘉麻市下山田712
奥町1	嘉麻市上西郷1079
奥町2	嘉麻市上西郷1080

(監理技術者及び照査技術者)

第5条 監理技術者及び照査技術者は、下記のいずれかの資格を有する者であることとし、本業務に配置する監理技術者と照査技術者は、職務を兼務することはできない。

- ① 技術士(総合技術監理部門「農業」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ② 技術士(農業部門「農業土木」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ③ R C C M試験の技術部門が、「農業土木」であるものに合格し、「登録証書」の交付を受けている者

(適用する図書)

第6条 本業務に用いる図書としては、次のとおりとし、他の図書等を適用する場合は、発注者と協議するものとする。

- ① 土地改良事業計画設計基準・設計「ダム」技術書「フィルダム編」
- ② 土地改良事業設計指針「ため池整備」
- ③ 土地改良事業設計指針「耐震設計」

(適用する図書の取扱い)

第7条 前条の適用する図書の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 適用する図書等の記載事項において、相互に矛盾がある場合、解釈に疑義が生じた場合及び他の基準を適用する場合は、発注者と協議するものとする。
- (2) 適用する図書等は、設計時点の最新版を用い、設計作業中に改正された場合には、発注者と協議するものとする。
- (3) 示方書又は参考文献等を適用又は準用した場合は、その出典を明示するものとする。

(作業項目及び内容)

第8条 本業務の作業項目及び内容は、次のとおりとする。

(1) 調査業務

① 地質調査

- ・ボーリング位置及び本数は、堤体最大断面の堤頂中央部及び上下流1箇所ずつの計3箇所を標準とし、発注者が指示する深さまで実施する。
- ・ボーリングの深度は、基礎地盤面からおおむね5メートル又は堤高相当深さのいずれか浅い方を標準とし、発注者が指示する深さまで実施する。

② 土質試験

- ・土質試験の項目及び測量は、別紙のとおりとする。なお、現地条件により追加試験が必要な場合には、発注者と十分協議の上、実施するものとし、追加した試験等については、契約変更の対象とする。

(2) 測量業務

① 地形測量（現地測量）

- ・ため池堤体、洪水吐等及び堤体周辺施設を含めた現地測量を（平面）を実施する。

② 中心線測量

- ・ため池堤体の堤頂の堤軸方向へ中心線測量を実施する。

③ 縦断測量

- ・ため池堤体の縦断測量を実施する。併せて洪水吐及び斜樋・底樋施設の確認を行う。

④ 横断測量

- ・ため池堤体における堤体断面及び洪水吐流入部の横断測量を実施する。

⑤ その他

- ・ため池堤体及び洪水吐の形状等により、測量実施箇所を追加する場合は、発注者と十分協議の上、実施するものとする。この場合、追加した作業については、契約変更の対象とする。

(3) 設計業務

① 現地調査

- ・ため池（クラック、漏水量等）及び下流域等周辺状況について、耐震、構造、水理性能検討に必要な調査を綿密に行う。

② 資料の検討

- ・既存資料、文献等（測量、地質、土質、雨量、流量等）の収集検討を行い、内容を把握し、照査・検討を円滑に進めるため、実施方針、実施内容、工程表を検討し、業務計画書を作成する。

③ 設計洪水量等の検討

- ・現地調査及び資料の検討結果から、ため池に係る設計洪水位や越流水深等の各諸元を確認するとともに、設計洪水流量を算定し、既設洪水吐の排水能力を確認する。

④ 堤体の安定計算

- ・土地改良事業設計指針「ため池整備」の内容を踏まえ、レベル1地震時に対する安全性検証について、震度法に基づく安定計算を行う。

- ・堤体の安定計算において、すべり破壊の検討するケースは、常時満水位、設計洪水位、水位急降下の場合を検討する。

- ・堤体の安定計算の結果、安定性が得られない場合は、対策工法案等を提示する。

- ・地質調査等の資料により、耐震調査に必要な堤体断面形状及び照査に用いる数値を決定する。

- ・堤体基礎又は堤体材料に液状化の可能性を判断する簡易判定法については、本項目に含むものとする。

- ・耐震照査のフロー（土地改良事業設計指針「ため池整備」）により、レベル2地震動の検討や詳細な液状化の検討等、追加検討の必要がある場合は、発注者と十分協議の上、実施するものとする。この場合、追加した作業については、契約変更の対象とする。

⑤ 浸透流の検討

- ・土質試験及び地下水位等の結果から、浸潤線、浸透量を算定し、ため池に係る耐震性の検討を行う。

⑥ 照査報告書

- ・照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。

⑦ 点検とりまとめ

- ・ため池の耐震調査結果の整理を行い、点検取りまとめ及び報告書作成を行う。

⑧ 打合せ

- ・打合せについては、第1回作業着手段階、第2回中間1回、第3回最終の段階で行う。

- ・当該項目には、測量業務及び調査業務に係る打合せも含む。

（成果品）

第9条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ① 報告書1部（調査測量結果を含む）
- ② 電子媒体（正・副）一式
- ③ 調査結果をまとめた概要版2部

（その他）

第10条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議するものとする。

(連絡先)

第11条 本仕様書についての連絡先は、次のとおりとする。

- (1) 監督職員 伊藤 優汰
- (2) 連絡先(TEL) 0948-42-7465(直通)
- (3) 連絡先(FAX) 0948-42-7095